

保護者 各位

八潮市子育て福祉部保育課長

「緊急事態宣言」解除後の保育施設の対応について（お知らせ）  
日頃より、本市の保育行政にご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
また、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき感謝申し上げます。  
さて、緊急事態宣言が令和2年5月25日に解除されましたが、本市では、国からの通知を踏まえ、保育施設については原則開所としますが、引き続き感染拡大への警戒を続ける必要があることから、下記のと通りの対応とさせていただきますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

## 記

### 1. 保育施設の運営について

(1) 自粛強化期間（原則自宅保育）：令和2年5月25日（月）まで

(2) 自粛期間（原則開所）：令和2年5月26日（火）から5月31日（日）まで  
次の場合は、引き続き、登園自粛にご協力くださるようお願いいたします。

- ・ご家庭での保育が可能である場合（自宅で勤務される場合についてもご協力ください）
- ・保護者以外のご家族など、保護者に代わって保育が可能な場合
- ・その他在宅での保育が可能な場合

※5月26日（火）以降は、「保育利用届出書」の提出は不要です。

(3) 協力期間（原則開所）：令和2年6月1日（火）から6月30日（火）まで

※感染防止策の徹底を一定期間継続する必要があることから、可能な場合は登園を控え、ご家庭で保育していただく等のご協力をお願いいたします。

(4) 通常保育開始：令和2年7月1日（月）から

※7月以降の保育料については、日割りによる還付（返金）はありません。

※今後の状況により、再度の登園自粛等をお願いする場合があります。

### 2. 登園自粛に伴う保育料の取り扱いについて

令和2年3・4・5月分に引き続き、6月分の保育料についても、登園を自粛したことにより欠席となった場合、日割りによる還付（返金）をいたします。詳細につきましては後日ご案内いたします。

（裏面に続きます）

### 3. 育児休業からの復帰、求職活動者（内定）の取り扱いについて

育児休業からの復職期限、就労開始期限については、6月30日までとじていましたが、自宅保育等にご協力いただく「協力期間」が終了する日の翌々月の1日までとします。

（今回は6月30日に「協力期間」が終了予定ですので、復職期限・就労開始期限は8月1日となります。）

### 4. 登園する際の注意事項について

急な生活環境の変化による児童のストレス軽減のため、可能な限り、日数や時間を徐々に増やすなどの段階的な登園のご協力をお願いします。

なお、登園に際しては、以下の事項にご留意ください。

- (1) 登園前に必ず児童の体温を計測してください。
- (2) 発熱等の風邪症状（咳・鼻水・だるさなど）が児童に見られる場合は、園内での感染防止のため登園を避けてください。また、熱が下がってから24時間以上経過し、呼吸器症状が改善されるまでは、登園せずに家庭で様子を見てください。
- (3) 登園時は、マスク着用が可能な児童はマスクを着用させてください。なお、保護者の方も送迎の際は、できる限りマスクの着用をお願いします。
- (4) 感染予防には、手洗い等の徹底と十分な休息が必要です。ご家庭で保育が可能な場合や、お仕事が早く終わった時の早めのお迎えなど皆様のご協力をお願いします。
- (5) ご利用の保育施設において、新型コロナウイルス感染症の陽性反応者が確認された場合には、原則として2週間程度の完全休園となりますので、予めご了承ください。

#### 【お問い合わせ】

八潮市子育て福祉部保育課

電話：048-996-2111

（内線314、480）